

令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 (人材確保体制構築支援事業) 補助金申請要領

1 総 則

標記補助金の申請にあたっては、この要領に定めるところによるものとします。

2 目 的

この補助金は、奈良県内で必要となる訪問介護（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護をいう。）サービスの確保を図るため、「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて、訪問介護等事業所における研修体制の構築や職員が安心して働き続けられる環境整備を支援するほか、中山間・離島等地域の特性や事業所規模等に応じた人材確保を推進するために必要な経費を対象に支援を行う。

3 対象事業

交付要綱の別記に定める事業のうち、**「23(1)訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（人材確保体制構築支援事業）」**

ア 研修体制の構築

ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いホームヘルパーでも安心して働き続けられるよう、訪問介護等事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費

【対象経費の例】

- ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用
- ・介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する費用
- ・職員の資質向上に必要な取組の経費として実施主体が認めるもの

【補助基準（上限）額】

1事業所当たり10万円

イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動

中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）」の第1号に定める地域をいう。以下同じ。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）」に掲げる地域をいう。以下同じ。）に所在する訪問介護等事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費

【対象経費の例】

- ・離島等地域に所在する事業所で、インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運航時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費
- ・中山間地域等に所在する事業所で、都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費

【補助基準（上限）額】

1事業所当たり30万円

ウ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費

なお、同行する回数や期間については、経験年数の短いホームヘルパー等の個々の状況により、事業所において適切に判断してください。

【補助基準（上限）額】

（中山間・離島等地域の事業所）

補助基準（上限）額：30分未満の同行支援1回につき3,500円

30分以上の同行支援1回につき5,000円

※ 経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで

（中山間・離島等以外の地域の事業所）

補助基準（上限）額：30分未満の同行支援1回につき2,500円

30分以上の同行支援1回につき4,000円

※ 経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで

◎ 中山間地域については別紙をご参照ください。

4 対象事業者

県内（奈良市内の事業所を除く）において、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所を運営する者とします。

5 対象経費

補助の対象となる経費については、交付要綱別表に記載のとおりです。

上記「3. 対象事業」に記載の【対象経費の例】を参考としてください。

6 補助金の額

補助額は上記「3. 対象事業」のア～ウの事業ごとに、実支出額と補助基準（上限）額を比較して少ない方の額とします。なお、算出された額に千円未満に端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額とします。

7 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年1月31日までに実施する事業

8 申請方法

補助金の交付を希望する場合は、次により交付申請書を提出してください。

交付申請の段階では申請額の根拠資料等の書類は不要です。

（1）提出書類

- ① 交付申請書（2号様式）
- ② 補助金所要額調・計画書（別紙1・別紙2）
- ③ 暴力団排除に関する誓約書
- ④ 交付決定前着手届（8号様式）※

※交付決定前に事業に着手している場合は、交付決定前着手届（8号様式）を併せて提出してください。

<書類の提出について>

- ・代表者の押印は不要です。
- ・定められた様式は、データ形式の変更（PDFにする等）はしないでください。

(2) 提出期限

令和7年7月18日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

申請は『奈良スーパーアプリ』を用いて行ってください。

奈良スーパーアプリを用いた申請には団体・事業者アカウント登録が必要となります。

※原則奈良スーパーアプリによる申請としますが、何らかの事情によりアプリでの申請ができない場合は電子メールにて提出してください。メールの場合、1通あたりの受信可能容量は最大5MGまでとなりますのでご注意ください。

[奈良スーパーアプリの URL]

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J3000009yWKI&entry=1>

※奈良スーパーアプリについて：（奈良県 HP）<https://www.pref.nara.jp/nsa/>

[電子メール送付先]

jinzaikakuho@office.pref.nara.lg.jp

（※アドレスの入力誤りが無いようにご確認願います）

※電子メールの件名は「（法人名）訪問介護等サービス提供体制確保事業」としてください。

[問い合わせ先]

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県福祉保険部 地域包括支援課
地域包括支援課 福祉人材確保・育成係
電話：0742-27-8039 FAX：0742-26-1015

9 補助事業者にかかる責務等

補助金交付事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- (1) 事業全体の進行管理など、事業の推進全般についての責任を持つこと。
- (2) 事業計画の内容を変更する必要がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。
- (3) 補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

10 留意事項

補助金の額は、予算額の範囲内で、対象となる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成します。

なお、予算に限りがあるため、申請が多数寄せられた場合には、申請額の全額を交付できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意願います。

11 今後の予定

交付決定	令和7年8月下旬を予定
実績報告書の提出	事業の完了の日から1ヶ月以内 又は 令和8年3月2日（月）のいずれか早い日 (詳細は別途ご連絡します)